平成２２年（フ）第３２５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目16番20号
債務者　齋藤　優子（旧姓米崎）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６号
福岡市東区箱崎２丁目54番１―907号
債務者　松田　常代
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５号
福岡市東区筥松４丁目４番58号
債務者　椛島　　潤
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日４―104号
債務者　中村奈津子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代944番地４グランヒルズ405号
債務者　山口　佐一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代944番地４グランヒルズ405号
債務者　山口　信二
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８号
福岡市西区姪の浜５丁目３番26号
債務者　高山　敬一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５８号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目18番８―303号
債務者　青柳紀美子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南２丁目21番11号
債務者　日隈由貴子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６１号
福岡県福津市津屋崎３丁目９番12号
債務者　小原　幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６７号
福岡県春日市大谷２丁目117番地ソレイユ大谷Ｂ棟202号
債務者　冨田　晃嗣
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９５号
福岡市東区青葉２丁目14番２―203号
債務者　古川　尚子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９９号
福岡市城南区樋井川３丁目17番29号
債務者　里　由香里
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１９号
福岡市東区馬出１丁目６番22―101号
債務者　牧野　政彦
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２５号
福岡県大野城市月の浦２丁目14番19号
債務者　西　　貴弘
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３０号
福岡市東区若宮１丁目２番10号
債務者　加藤潤太郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５８号
福岡県糟屋郡志免町志免東１丁目10番３号
リバーサイド志免101号
債務者　城戸佳恵子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部